

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第16号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。